

(商工労働局各課の分掌事務)

第十二条 商工労働局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(中略)

ひろしまブランド推進課

- 一 ひろしまブランドに関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 広島ブランドショップに関すること。(観光課及び農林水産局販売推進課の所掌に属するものを除く。)
- 三 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- 四 県産品の開発及び販路開拓に関すること。
- 五 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)に関すること。
- 六 海の道構想の推進に関すること。

観光課

- 一 観光振興施策の企画及び連絡調整に関すること。
- 二 観光振興に関すること。
- 三 観光客の誘致宣伝に関すること。
- 四 観光統計に関すること。
- 五 広島ブランドショップにおける観光振興に関すること。
- 六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)に関すること。
- 七 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)に関すること。
- 八 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)に関すること。
- 九 ひろしま観光立県推進基本条例(平成十八年広島県条例第七十三号)に関すること。
- 十 広島県観光立県推進会議に関すること。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十三条）
- 第二章 一般競争契約（第十四条—第二十六条）
- 第三章 指名競争契約（第二十七条・第二十八条）
- 第四章 随意契約（第二十九条—第三十二条）
- 附則

第一章 総則

（この規則の趣旨）

第一条 県が締結する契約に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成等）

第二条 知事又は契約について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「契約担当職員」と総称する。）は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 かし担保責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

2 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- 一 契約金額が百五十万円（外国で契約する場合は、二百万円）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。
- 二 競り売りに付するとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- 四 第一号に規定する随意契約以外の随意契約について、契約担当職員において契約書を作成する必要がないと認めるとき。

3 契約担当職員は、前項第一号又は第四号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

- 一 建設工事（建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）が適用されるものに限

る。)の請負契約をするとき。

二 契約金額が五十万円以上である随意契約をするとき。

(契約書の記名押印)

第三条 契約担当職員は、契約書に職氏名を記して印を押さなければならない。

(契約保証金)

第四条 契約担当職員は、県と契約を結ぶ者に契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。

三 法令、条例又は他の規則に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

四 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。

五 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の五第一項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

一 政府の保証のある債券

二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)

三 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

四 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

五 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(担保の価値)

第五条 前条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

一 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治四十一年勅令第二百八十七号)の例による金額

二 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の十分の八に相当する金額

三 銀行その他契約担当職員が确实と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

四 銀行その他契約担当職員が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により指定した金融機関の手形割引率によつて割り引いた金額）

五 銀行その他契約担当職員が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証 その保証する金額

（履行を委託すること等の禁止）

第六条 契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

（契約保証金の還付）

第七条 契約担当職員は、契約の相手方が契約の一部を履行したときは、第四条第一項の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を合む。）の一部を還付することができる。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第八条 契約担当職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、地方自治法第二百三十四条の二第一項の監督を行う職員の職務と同項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。

（部分払の限度額）

第九条 契約により工事、製造若しくは修繕の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における支払金額は、工事、製造又は修繕についてはその既済部分に対応する代価の十分の九（性質上可分の工事、製造又は修繕にあつては、その完済部分に対応する代価の全額）、物件の納入についてはその既納部分に対応する代価に相当する金額を超えてはならない。

2 前項の規定により部分払をする場合において、施行令第六十三条第三号又は附則第七条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあつてはその出来形歩合、物件の納入にあつてはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

（契約履行届）

第十条 契約担当職員は、契約の相手方が工事、製造若しくは修繕又は物件の納入を完了したときは、その旨を届け出させなければならない。

（履行遅滞による損害賠償）

第十一条 契約担当職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額（性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額）につき年十四・五パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、県の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。
（前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等）

第十二条 契約担当職員は、施行令第百六十三条第三号及び第四号並びに附則第七条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第一項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額（第九条第二項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき年十四・五パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

- 2 契約担当職員は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合で算定した金額を利息として納めさせなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の損害賠償金並びに前項の返還金及び利息について準用する。
（契約の解除）

第十三条 契約担当職員は、契約の相手方が契約に違反した場合のほか、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。

- 一 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき。
 - 二 契約の履行につき不正の行為があつたとき。
 - 三 正当な理由がないのに契約担当職員の指示に従わないとき。
- 2 契約担当職員は、契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。
 - 3 契約担当職員（知事を除く。）は、契約を解除したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

第二章 一般競争契約

（入札保証金）

第十四条 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者に見積金額（インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手續（以下「インターネット公有財産等売却システム」という。）による入札の場合にあつては、予定価格）の百分の五以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一

部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- 二 一般競争入札に参加しようとする者が銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社と当該入札に係る契約の履行について保証契約の予約をし、当該保証契約の予約に係る証書を提供したとき。
- 三 施行令第百六十七条の五第一項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。
(入札保証金の還付等)

第十五条 契約担当職員は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 落札者が納付した前条第一項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第四条第一項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第一項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。
- 二 入札に関し不正の行為があつたときは、前条第一項の入札保証金は県に帰属すること。

(入札の公告)

第十六条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも十日前（一件の予定価格が五千万円以上である建設工事の請負契約にあつては、十五日前）に県報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて施行令第百六十七条の六第一項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間は五日までを短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第十七条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 三 契約条項を示す場所及び日時
- 四 入札の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 無効入札に関する事項
- 七 前各号のほか、契約担当職員が必要と認める事項

(予定価格の設定)

第十八条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置か

なければならない。ただし、電子情報処理組織（契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入札を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。）に予定価格を記録することができる。

（予定価格の決定方法）

第十九条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札書の提出等）

第二十条 契約担当職員は、入札しようとする者に入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。））を作成させ、第十七条第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。契約担当職員が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 契約担当職員は、入札しようとする者が入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。）の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押させなければならない。

（無効入札）

第二十一条 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。

- 一 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- 二 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- 三 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- 四 入札者が二以上の入札をしたとき。
- 五 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- 六 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- 七 第十四条第一項の入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- 八 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- 九 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

(再度入札)

第二十二條 契約担当職員は、施行令第六十七條の八第四項に規定する再度の入札をするときは、五回を超えてこれをしてはならない。

(入札期日の延期等)

第二十三條 天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合においては、契約担当職員は、入札期日を延期し、又は入札手続を一時中止することができる。

(落札決定通知と契約締結)

第二十四條 契約担当職員は、落札者が決まつたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(再度公告入札の公告期間)

第二十五條 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに、入札に付そうとするときは、第十六條の公告の期間を五日までに短縮することができる。

(競り売り)

第二十六條 本章の規定は、競り売りに付する場合に準用する。

第三章 指名競争契約

(入札者の指名)

第二十七條 契約担当職員は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者をなるべく五人以上指名しなければならない。

2 契約担当職員は、前項の場合においては、第十七條第一号及び第三号から第七号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第二十八條 第十四條、第十五條及び第十八條から第二十四條までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第十五條各号列記以外の部分中「次條の規定による公告」とあるのは「第二十七條第二項の規定による通知」と、第二十條第一項中「第十七條第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所」とあるのは「第二十七條第二項の規定により通知した日時までに同項の規定により通知した場所」とそれぞれ読み替えるものとする。

第四章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第二十九條 施行令第六十七條の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。

(施行令第六十七條の二第一項第三号又は第四号の規定による随意契約の方法により契約

を締結する場合の手続)

第三十条 契約担当職員は、施行令第六十七條の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 契約担当職員は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約をした物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の名称及び住所
- 三 契約の相手方を決定した理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定による公表は、縦覧その他の方法により行うものとする。

(予定価格の決定)

第三十一条 契約担当職員は、随意契約によるようとするときは、あらかじめ第十九條の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第三十二条 契約担当職員は、随意契約によるようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格の入札執行前の公表)

2 知事が指定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、第十八條及び第二十八條の規定にかかわらず、当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札を執行する前に当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格を公表することができる。

(公有財産及び物品処分の予定価格の入札執行前の公表)

3 公有財産及び物品の処分については、第十八條の規定にかかわらず、当該処分に係る一般競争入札を執行する前に当該処分の予定価格を公表することができる。この場合において、予定価格調書は、封書にしないことができる。

4 当分の間、第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する損害賠償金又は同条第二項に規定する利息の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、

当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

- 5 前項の規定の適用がある場合における損害賠償金又は利息の額の計算において、その計算の過程における金額に一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（昭和四一年五月一〇日規則第三三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

（昭和四十五年七月一日規則第六十四号抄）

（広島県契約規則の一部改正）

第四条 広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十三条 第一条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定による改正後の規則に定める利息、延滞料、損害賠償金、違約金、延滞利子、延滞金、延滞償金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四五年七月一日規則第六四号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月一日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一〇月一日規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年三月三十一日規則第一八号）

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一日規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一日規則第三九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二一日規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二〇日規則第九号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月一日規則第三〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七条の二の改正規定、第十条の改正規定、第四十四条第九項の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、同条の前に一条を加える改正規定附則第二項及び附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一九日規則第九四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一七日規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年五月一〇日規則第五七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に一般競争入札の公告をしている入札保証金については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年九月五日規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二六日規則第五八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（第二条を除く。）による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

別表（第二十九条関係）

一 工事又は製造の請負	二、五〇〇、〇〇〇円
二 財産の買入れ	一、六〇〇、〇〇〇円
三 物件の借入れ	八〇〇、〇〇〇円
四 財産の売払い	五〇〇、〇〇〇円
五 物件の貸付け	三〇〇、〇〇〇円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	一、〇〇〇、〇〇〇円

○地方自治法施行令

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○広島県補助金等交付規則

昭和四十八年十月三十日規則第九十一号

(目的)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 負担金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

三 工事の施行にあつては、その実施設計書

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添附を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成す

るため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 三 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。
 - 3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することがある。
 - 4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を附したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

（決定の通知）

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - 一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
 - 二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担

することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の場合について準用する。

（補助事業等の遂行等）

第九条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（状況報告）

第十条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。ただし、知事が報告することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告）

第十二条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当

該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。

(交付の特例)

第十六条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払(前金払)交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあっては、この限りでない。

(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。)をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等

の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

第二十一条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第二十三条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示し

なければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第二十四条 知事は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することがある。

(雑則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定のあつた補助金等については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に提出されている補助金等の交付申請書は、第三条の規定により提出されたものとみなす。

附 則 (昭和五十四年三月二〇日規則第一三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の広島県補助金等交付規則の規定は、昭和五十四年度以後の補助金等に係るものについて適用し、昭和五十三年以前に補助金等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年三月三〇日規則第一二号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

観光振興共同事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県の観光事業の発展を図るため、関係の県及び団体等と共同で事業を実施する場合に、共同事業に要する経費に対し、予算の範囲内において負担金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(負担金交付の対象等)

第2条 前条の負担金の交付の対象となる事業経費及び負担額は次のとおりとする。

- (1) 負担金交付の対象となる事業は、県及び関係団体等が共同で行う事業とする。
- (2) 負担金交付の対象となる経費は、前号の事業実施に要する経費の総額とする。
- (3) 負担額は特別の定めがある場合を除き、共同事業者が協議のうえ決定した額とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

交付申請書	様式	部数	添付書類	様式	部数	提出期限
負担金交付申請書	別記様式第1号	1部	1 事業計画書	任意	1部	原則として事業開始日の前月の応答日
			2 収支予算書	任意	1部	

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 共同事業の要する経費の配分を、各費目につき20パーセントを超える変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第5条 規則第12条の規定による共同事業実績報告書の様式は、別記様式第2号のとおりにし、その提出期限は、当該共同事業の完了した日もしくは当該共同事業の廃

止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は負担金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日まで、1部提出するものとする。

- 2 規則第12条の規定により共同事業実績報告書に添付しなければならない書類は、収支計算書及び別記様式第3号による概算払精算書とし、その提出部数は各1部とする。

(負担金の交付等)

第6条 規則第16条第2項の規定による負担金概算払(前金払)交付請求書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

(帳簿等の保存期間)

第7条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該共同事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和49年2月5日から施行し、同日以後に交付決定のあった負担金から適用し、同日内に交付の決定のあった負担金については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
団体の名称
代表者の職氏名

負担金交付申請書

次のとおり事業を行いますので、負担金を交付してください。

1 共同事業の概要

2 負担金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
団体の名称
代表者の職氏名

事業実績報告書

（平成 年 月 日付け指令 第 号で交付を受けた負担金にかかる事業が、平成 年 月 日完了しましたので、次のとおり報告します。

事業の実績

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 概算払精算書

様式第3号

概 算 払 精 算 書

交付指令額	概算受領済額	差 引 額
円	円	円

請 求 書

〒

ただし、平成 年 月 日指令 第 号による平成 年度負担金として

(概算払)

(前金払)

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

広 島 県 知 事 様

内 訳

負担金指令額	受領済額	今回請求額	差引残額	備 考
円	円	円	円	

注) 既に金額の一部を概算払により受領済のものがある場合は内訳欄を記入して使用する
こと。